九電産業株式会社　保険部（以下「当社」という）における権限等の明示

【損害保険】

当社は損害保険会社 14 社の商品の取扱いができる乗合い代理店であり、お客さまと取扱い保険会社との保険契約締結の代理権及び告知受領権を有しています。

そのため、お客さまに告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になったり、保険金をお支払いできないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。

【生命保険】

当社は生命保険会社 7 社の商品の取扱いができる乗合い代理店であり、お客さまと取扱い保険会社との保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権は有しておりませんので、保険会社が承諾したときに契約は有効に成立いたします。

また、告知の受領権は有しておらず、口頭でお話いただいても告知したことにはなりませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。